

外 務 省

1. 旅券の取得しやすい環境整備について

海外旅行客が伸びない要因の一つに旅券取得の手間、高い手数料が考えられる。

- ① 旅券の交付は土日も可能であるが、申請については代理人申請が可能とはいえ、土日の申請ができないことが取得促進の大きな阻害要因となっている。については、旅券事務所において土日祝日の申請が段階的に可能となるよう検討されたい。
- ② 旅券の更新に際しては、一定の期間（早期）に更新するメリットが必要。については、例えば1年前の更新可能時期の開始から3ヶ月、6ヶ月などのタームで早期更新割引のような形で手数料の減免を行い、旅券の取得・更新の推進につなげる施策について検討されたい。

【回答】

① 旅券の発給申請の受理は法定受託事務として都道府県が行っており、申請を受け付ける曜日・時間は都道府県の裁量に委ねられている。例えば、和歌山県は日曜、兵庫県では土日に申請を受け付けている。

なお、申請者の旅券事務所への出頭回数を減らし利便性を向上させるため、電子申請の導入や旅券の宅配交付等について検討を行っている。

② 出入国に際し、旅券に一定の残存有効期間があることを要求する国も多いが、概ね3ヶ月から6ヶ月以上となっており、それ以上に早期に更新させることは残存有効期間を無駄にさせることになる。また、旅券の切替申請については、戸籍謄抄本の提出が不要となるため、旅券の更新に対するインセンティブは現行制度でも十分あると考えられる。

なお、現有旅券の有効期間が切れてからの旅券発給申請は新規申請の扱いになる。

2. パスポート紛失における緊急発行の即日対応について

有効なパスポートを保持していたにも関わらず紛失してしまった場合でも新たに新規申請の取扱いとなるが、取得日数に時間を要するため渡航をキャンセルせざるを得ないケースがある。本人の不注意によるものであるが、有効期限のあるパスポートを保持していたことが確認された場合は、発行手数料を増額にするなどして即日再発行できるような制度改正を検討されたい。

【回答】

旅券の発給申請の受理・旅券の交付は法定受託事務として都道府県が行ってお

り、旅券の発給申請から交付までの標準処理期間も都道府県の裁量に委ねられている。例えば、広島県は通常手数料+4,000円、岡山県は通常手数料+6,000円で、申請から3日目（通常は6日～8日程度）に交付する早期発給を行っている。

3. 日本人渡航者による観光ビザ免除の対象国拡大について

相手国との協議にもよるが、日本人の観光ビザ免除の対象国を広げていく取り組みを引き続き要請する。特にカンボジア、ミャンマー、ロシア、ブラジルについては昨年からの進捗状況を確認したい。

また、各国のビザ取得要件が集約されたポータルサイトについて開設・整備することを検討されたい。

【回答】

①ミャンマー

2015年7月、ミャンマー側は、観光ビザについてEビザ（インターネット上で査証取得が可能となり、申請から発給までの時間も短縮された）を導入し、査証発給手続の簡素化が実現した。

②カンボジア

観光査証免除については、異次カンボジア政府との間で議論を行ってきたが、実現に至っていない。なお、カンボジア政府は、かねてより空港到着時の査証発給により、観光客への便宜を図っている。2013年12月には、日本の一般旅券所持者に対する数次査証の発給も開始した。

③ロシア

2017年1月の査証緩和措置等によって、2017年一年でロシアを訪問した日本人数の増加が確認されている。日本人に対するロシア観光ビザの発給条件緩和は、日露間の人的交流の促進にも資するとの認識の下、引き続き要請を継続していく考えである。

④ブラジル

我が国は、2016年2月に、ブラジルとの短期数次ビザに関する覚書に署名し、日本国民に対する観光ビザの有効期間がそれまでの「最長90日」から「最長3年」（1回の最長滞在期間は90日）となった。我が国側の取り組みとしては、両国での相互実施であることを踏まえ、ブラジル国民に対して在ブラジル公館ウェブページに掲載する等、制度の周知を実施した。

また、ブラジルは、本年1月11日より、日本国民に対する電子査証を導入し、申請及び発給のために在京領事館を往訪する必要がなくなる等、観光査証取得の手続きが大幅に簡素化された。同月31日に同国で開催された導入式典では、出席した我が国の当地公館長から導入への謝意を表明した。

JTBパブリッシングは各国のビザ取得要件を網羅した「VISA HANDBOOK」を出版しており、毎年改定を行い、情報を更新している。JATA（日本旅行業協会）会員専用の旅行情報サイト「JATANAVI」において、JATA会員及びJATANAVI会員向けに各国のビザ取得要件に関する情報提供を行っている。

4. 訪日外国人旅行者におけるビザ免除国・地域の拡大について

訪日外国人旅行者の地域割合は8割以上がアジア圏からであるが、ビザなしで入国できるのは9ヶ国（地域）に留まっている。なかでも「中国・フィリピン」は日本人旅行者であれば観光目的ではビザなしで渡航できるのに対し、中国人・フィリピン人が来日する際にはビザが必要である。これらの国々はアジアのなかでも経済成長が著しく、人口も多いため、訪日外国人旅行者のすそ野やリピーターの拡大に期待が持てる。

このようななか、今後も査証取得を必要とするのであれば、申請手続きや申請料の支払いなどを敬遠し、訪日の動機を押し下げる要因になりかねない。については、両国民が観光目的で来日する際にはビザなしとすることを検討されたい。

【回答】

外務省は、「観光立国」を目指す政府方針を踏まえ、インバウンド観光促進や二国間関係の強化等の総合的な観点から、ビザ緩和を実施している。中国及びフィリピンは、訪日プロモーションの重点市場として、戦略的ビザ緩和の対象国となっており、これまで両国に対してビザ発給要件を緩和してきたこともあり、今年の訪日旅行者数は、中国人約736.6万人、フィリピン人42.4万人と、両国ともに過去最高となっている。

どの国に対してビザ免除を行うかは、外交政策の一環としての観点や、観光促進の観点に加えて、不法残留や犯罪等の治安上の問題等、日本社会に及ぼす影響なども含めて総合的に検討し決定している。

【質疑・応答】

【質問】 旅券のところなんです、法定受託事務として都道府県が行っているという形なのですが、一方で、先ほどの早期発給のところ、多少県によって手数料のところが違いがあったりという部分もあるんですけども、それはもうこの法定受託事務としては、それはそのような目的のもと、バラバラでそれぞれ県が工夫をしていくというような認識なのか。例えば、それはある一定の部分、外務省のほうで、この金額で、このぐらいの日もちで全部の県でやりましょうという、観光立国というよ

うな部分でというようなこととか、そのあたりのところのバランスというか、今後の方向性であったりとか、現状のままであるのかとか、というようなところはどのようなお考えですとか、あればお聞かせいただければと思います。

【回答】

都道府県、旅券手数料というのは、都道府県と国と両方ありまして、例えば 10 年旅券であれば、1 万 6,000 円なんですけれども、1 万 4,000 円が国で、都道府県が 2,000 円と。5 年であれば、国が 9,000 円で、都道府県が 2,000 円というふうになっているんですけれども、都道府県のこの 2,000 円という金額というのは、外務省のほうで都道府県の基準の額を決めています。ただ、都道府県が裁量によって、自分たちで手数料を設定することは可能にはなっておりまして、それに基づいて、広島県や岡山県では、裁量の中で彼らは住民サービスとしてそういったサービスをしたいということで、3 日を出して、手数料をその分上乘せということをやっております。

なので、住民のほうからそういう要望が強くなれば、都道府県のほうでも検討するということが出てくると思いますけれども、基本的に都道府県、知事に委ねられている部分なので、自主性に任せているというところであります。

【質問】 国賓対応などにおける対応のあり方というところも、われわれの労働組合の方ではホテル業のところがありまして、まさにこの記載のとおりというところかと思えます。ただ、これまでのやはり一部私どもの加盟組合ではないホテルなどには、いわゆる通常、ある意味そういうのを受け入れをして、自分たちとしては実績をつくるですとか、ある部分、名前を売るというわけではないのですけれども、そういうようなことを目的に、これ、いわゆる一般的な入札などでもありがちなことかとは思いますが、業者としての一つのアピールとして、というようなところで、非常に安い価格で、あえてというところがあります。それを企業努力という言葉で解決するかどうかというのは別として、そういうところもあるのですが、今回のこの趣旨としては非常に V I P、海外の方の V I P ですので、やはりわれわれサービス業としてはしっかりと日本の良さ、おもてなしという部分のところで、しっかりとやる以上は、このあたりのところについては、一定のコストというのがかかりますという部分でいきますと、今申し上げたようなところの業者等がある中で、金額だけではない観点などについても、十分ご配慮いただいてというところから、下見であったり、というところも記載をさせていただいたようなところではありました。

当然省庁としての規定、改訂規則等があるということも十分理解はしてはいるのですけれども、一方でそのような業界の動きなどもある部分は、事情としてぜひご

理解をいただきたいという部分のところとともに、規則に則りということで、われわれも十分サービス提供を努力をしていくというところがありますので、実態というところでお気に止めていただけたらなというところでお話をさせていただきました。

最後に、各国の観光ビザ免除の対象国拡大というところで、国と国の交渉ごとですから、基本的には様々な緩和の措置に向けて、外務省とはお取り組みいただいて、今後国と国の交渉によってというところの進捗という感じで理解をすれば良いのでしょうか。

【回答】

われわれは日本に来る外国の方のビザのところをやっているのですが、全体的なところはそれぞれ、でも、先ほど申し上げましたように、相手国との関係などもございますし、もちろんそういった要望もあれば、いろんな関係なども踏まえながら、要請をしていくということになると思います。

特に、観光だけでなく、ビジネス等々で行く場合もありますので、そういったことは、例えば現地の日本の企業の方からの声なども踏まえながら、対応してまいります。

【質問】 旅券の関係で、特に更新の関係なんですよね。今、私も海外へ行くものから、3か月、6か月、相手国によって必要というのは十分理解しているのですが、それに伴って、更新のときに3か月前、6か月前ということで、申請をさせてもらうんだけど、何となく期間がずるずる短くなっていくような感じがするんですよね。結局更新して発行日から5年なり10年になるんですよね。

【回答】

そうです。

【質問】

例えば私が6月1日までのパスポート持っているのが、次6か月前にやると、1月何日かの発行になるわけですよね。どんどんどんどん期間が短くなっていくような、そこから5年なり10年だから、わかるんですけど、例えば免許証のように1か月前以上から申請可能ですよ、手続可能性ですよ、ただし、交付されるときは、同じ日までまた有効が続きますよというような形は、物理的にというか、難しいのでしょうか。

【回答】

今システム上、新しい旅券を作成した段階で、もうすぐに旧旅券の効力は失効というようなシステム上そういうふうなつくりになっていまして、それは旅券を二

重発給しないという観点から、一人1冊という原則がありますので、そのようになっています。なかなか今のシステム上は実現がそこは困難かと思えます。

【質問】 発行された時点で、旧の旅券は効力失いますから、それはそれでいいんですけども、旅券の効力が切れるのが、元々持っていた日付までというようなことは不可能なのかどうかお聞きしたい。

【回答】

それは、お金をかけて制度をつくっていけば、可能かもしれないですけど、ただ、そのために今、お金をどうするかというのもあるんですね。なので、今の制度だと、ちょっとできないですけど、全体を考える中でそういうことができるかどうか、デジタルガバメントで手続全体を見直していますので、一つ検討していきたいと思えます。

*なお、回答につきましては、録音に基づいて作成しておりますので、聞き取れない部分等あり、ご迷惑をおかけ致します。予めご了承下さい。